

# 西中学校体育館等複合施設整備構想



平成 29 年 5 月

秦 野 市

---

## 西中学校体育館等複合施設整備構想 目次

### 1 整備構想

1-1. 本事業の目的と概要	1
1 事業の目的とコンセプト	1
2 本事業の概要	1
1-2. 構想の位置付け	2
1-3. 西中学校と西公民館の経緯と現況	3
1 西中学校	3
2 西公民館	5
1-4. 計画敷地	6
1 計画敷地周辺の現況	6
2 計画敷地の位置付け	7
1-5. 今後の取り組み	9

### 2 整備概要

2-1. 整備方針	10
2-2. 法的条件の整理	11
1 敷地条件	11
2 法的条件	12
2-3. 周辺道路の整備	13
1 周辺道路の整備	13
2 歩道拡張した場合の既存施設への影響	13
2-4. 防災計画	16
1 地域防災計画	16
2-5. 必要諸室・機能の検討	17
1 諸室の構成・規模	17
2-6. 学校体育館多機能化の効果	21
2-7. 整備計画	22
1 北側敷地検討	22
(1)施設配置レイアウト	22
(2)日影検討	23
(3)施設配置案の決定	25
2 多機能型体育館の平面レイアウト	27
3 南側敷地検討	29
4 整備後の全体配置像	30
2-8. 事業スケジュール及び概算事業費	31
1 スケジュール	31
2 多機能型体育館整備に関わる概算事業費	31

---

---

### 3 将来構想

3-1. 配置計画 .....	32
1 計画方針.....	32
2 施設規模の検討 .....	32
3 小中一体校の配置比較検討 .....	33



## 1 整備構想

### 1-1. 本事業の目的と概要

#### 1 本事業の目的とコンセプト

本事業は、学校と地域が相互に連携・協力し、ともに学び、ともに支え合う地域づくりを目指し、既存の施設機能の拡充を図るとともに、地域の子どもから高齢者まで、世代を超えてコミュニティを形成・維持し、絆を深め、地域の教育力の向上につなげることを大きな柱とし、また併せて防災機能を備えた、地域の安心・安全の拠点施設を整備することを目的とする。

学校施設は、生徒の学習・生活の場であることから、充実した学校生活や教育活動が展開できる高機能かつ多機能で、変化に対応できる弾力的な施設環境であるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適性、安全性、防災性、防犯性を備えたものでなければならない。加えて、将来にわたって、地域住民の学習、文化、スポーツなどの活動の場にもなるほか、地震等の災害時には避難所としての役割を担うなど、地域住民にとっても身近な公共施設である。

したがって、学校施設には生徒が豊かな情操と道徳心を培えるよう、多様な世代と交流したり、互いに活動の様子を見たりできることや地域住民が集い、学習活動等を通じた地域コミュニティの形成、災害時には地域避難所としての役割が求められる。

これらのことから、本事業のコンセプトを以下のとおり定め、事業の推進に当たっては、義務教育活動を行うとともに、「地域の学びづくり」、「地域の明るく元気なコミュニティ」、「地域の安心・安全の確保づくり」を推進する地域の拠点となる施設とする。

#### [ 本事業のコンセプト ]

「学校と地域がともに学び、支えあう拠点づくりを目指して」

- 地域の学びづくりの拠点となる施設整備
- 地域の明るく元気なコミュニティの拠点となる施設整備
- 地域の安心・安全の確保づくりの拠点となる施設整備

#### 2 本事業の概要

本事業は、秦野市立西中学校の体育館（昭和44年建築）、武道場（昭和56年建築）及び西中学校に隣接する秦野市立西公民館（昭和48年建築）の経年劣化、老朽化に伴い、将来の小中学校を一体化した義務教育学校の設置を踏まえた、学校体育館の建替えを基本に、西公民館が有する生涯学習機能や地域防災機能を兼ね備えた世代間交流など地域コミュニティ拠点として、多機能型体育館の整備を行うものである。

## 1-2. 構想の位置付け

以下に、本事業を位置付けている計画を抜粋し、整理する。

### ◆秦野市総合計画 HADAN02020 プラン

《基本施策 4-1-2》地域・家庭と一体となった学校づくりの推進

#### 1 家庭・地域との協働による学校づくりの取組み

- (1) 子どもをはぐくむ中学校区懇談会委託事業を推進する中で、学校と地域が協働・連携する「コミュニティスクール」導入を図る。

《基本施策 4-1-3》安全・安心で快適な教育環境づくりの推進

#### 1 西中学校体育館等複合施設整備事業

西中学校体育館等の老朽化に伴う建替えに際して、新たな地域コミュニティ機能のほか、地域防災等の必要な機能を併せ持つ多機能型体育館として整備します。

《基本施策 4-2-2》生涯学習環境づくりの推進

#### 3 西中学校体育館等複合施設整備事業

西中学校体育館等の建替えに際して、西公民館が有する生涯学習施設や地域コミュニティの機能を持った施設とします。

### ◆はだのわくわく教育プラン

《基本方針 3》子どもが安全に安心して学ぶことができる快適な教育環境づくりを推進します。

#### 1 西中学校体育館等の教育施設を整備します。

##### (1) 西中学校体育館等複合施設（多機能型体育館）の整備

学校体育館等の老朽化に伴う建替えを基本とし、新たな地域コミュニティの拠点や地域防災等の必要な機能、さらに、将来的な学校配置や市内学校体育活動の拠点とすることを見据えた多機能型体育館として整備します。

### ◆秦野市公共施設再配置計画後期実行プラン

第5章 ハコモノを練る〔第1期基本計画及び後期実行プラン〕

#### II シンボル事業の概要

##### ア 義務教育施設と地域施設の複合化

（西中学校と西公民館の複合施設建設）

地域に開かれた学校を中心とする施設をさらなる複合化など、中期的展望に立った将来計画をもとに建設⇒将来にわたる地域コミュニティの拠点を形成

#### VI 施設別事項の第1期基本計画及び後期実行プラン

##### 1 学校教育施設 (1) 義務教育施設 小・中学校

〔前期・後期シンボル事業〕義務教育施設と地域施設の複合化  
西中学校体育館と西公民館を複合化した施設を建設

##### 2 生涯学習施設 (1) 公民館等 公民館

〔前期・後期シンボル事業〕義務教育施設と地域施設の複合化  
西中学校体育館と西公民館を複合化した施設を建設

### 1-3. 西中学校と西公民館の経緯と現況

#### 1 西中学校

##### (1) 現況

西中学校は、昭和 22 年 5 月に中郡西秦野村立西秦野中学校として開校、平成 29 年に開校 70 周年を迎える。生徒数は、昭和 58 年の 2,002 人をピークに減少傾向にあり、平成 28 年 5 月では 677 人となっている。

現在の校舎は、昭和 44 年に北側校舎西側（RC3 階建）と体育館、続いて同 49 年には北側校舎東側（RC4 階建）、同 55 年には南側校舎（RC4 階建）、同 56 年に武道場（鉄骨平屋建）がそれぞれ建設された。その後、北側校舎は平成 8・9 年に、南側校舎は 12 年に耐震補強工事を行った。また、この他に昭和 37 年に建設された旧校舎（RC2 階建）があったが、耐震性能が不足していることから平成 26 年に解体された。

体育館、武道場は、老朽化が進んでいることから総合計画後期基本計画（平成 28 年度から 32 年度）において、「西中学校体育館等複合施設整備事業」として位置付けられている。

西中学校の開校当時は、校地がなだらかな斜面だったことから、斜面を削って 2 段の平地にする作業を、多くの地域の方々の奉仕活動により行ったことや、校庭の石段を生徒が約 1 キロメートル離れた四十八瀬川から石を運び、積上げたことなどが創立 50 周年記念誌に写真で紹介されている。このように開校に当たっては多くの地域の方々の御苦勞と理解・協力があつたことが、現在まで学校運営の様々な場面において、地域との連携・協力関係に引き継がれている。

特に平成 13 年度からは「子どもを育む中学校区懇談会」を立ち上げ、子どもたちの健全育成に向けた交流活動に取り組むなど、地域とともに歩む学校づくりが育まれてきている。

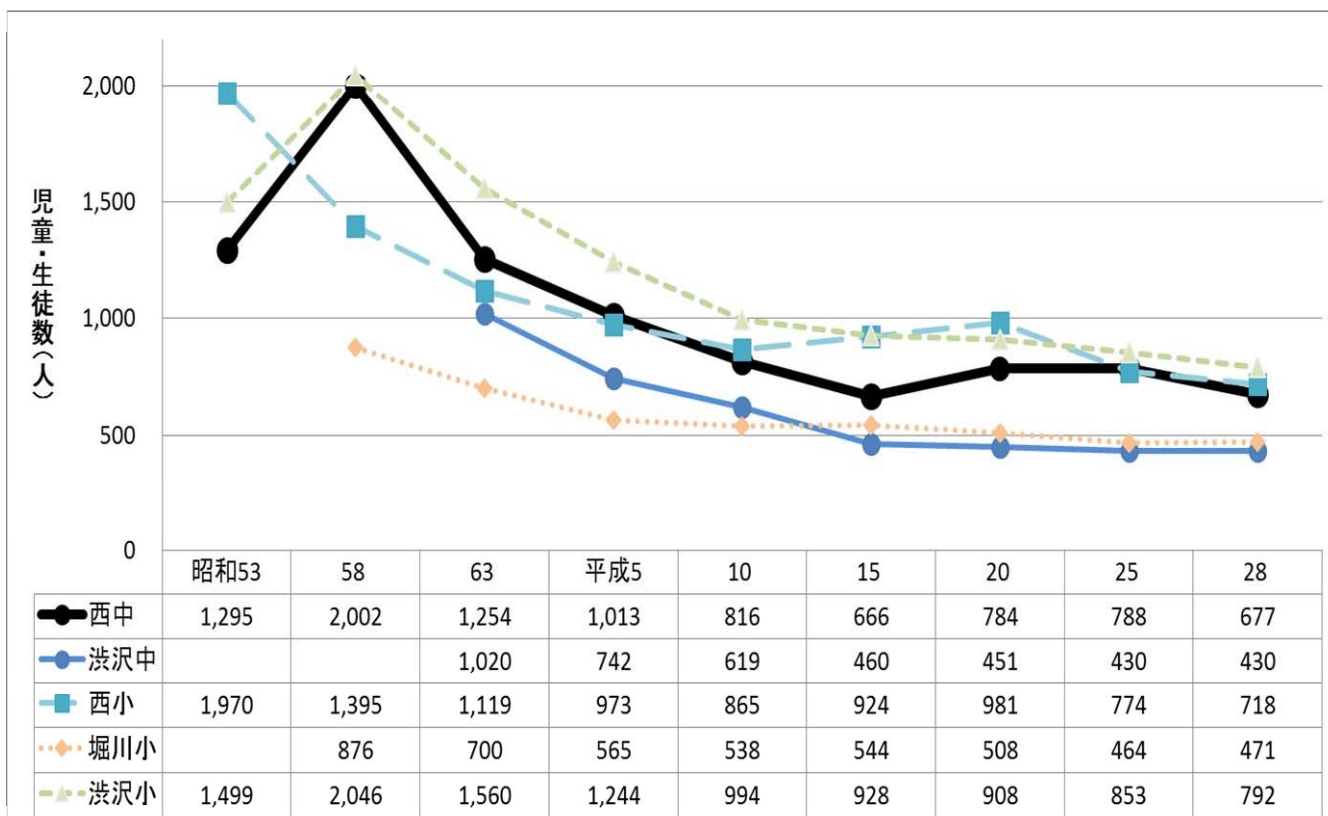
こうした歴史、伝統を踏まえ、平成 28 年 6 月には、市内初のコミュニティスクールの指定を受けた。この制度は、地域住民や保護者等が学校運営協議会を通して、一定の権限を持って学校運営に参画することで、地域と共にある学校、子どもも大人も学び育ちあう教育体制、学校を核とした地域づくりを推進するものである。

【表】西中学校既存建物の状況

建物		建築年	構造	階数	延べ面積
北側校舎	西側 東側	昭和 44 年 昭和 49 年	鉄筋コンクリート造	4 3	2,749 m <sup>2</sup>
南側校舎		昭和 55 年	鉄筋コンクリート造	4	3,448 m <sup>2</sup>
体育館		昭和 44 年	鉄骨造	1	851 m <sup>2</sup>
武道場		昭和 56 年	鉄骨造	1	177 m <sup>2</sup>
調理室		平成 21 年	鉄骨造	1	127 m <sup>2</sup>
プール		昭和 43 年	—	—	15×25m

(2) 児童・生徒数の推移

西地区の小中学校の児童・生徒数は昭和40年代後半から50年代にかけてピークを迎えたが、昭和50年に渋沢小学校、同57年に堀川小学校、同59年に渋沢中学校が開校したことから児童・生徒数の分散が図られた。その後、児童・生徒数は減少が続いたが現在は横ばいとなっている。今後も横ばいか緩やかな減少傾向が続くと予想されるが、将来の小中学校の施設一体化により、地域の拠点校とすることを見据え、今後の学校施設の計画・整備を行う必要がある。



【図】西地区小中学校の児童・生徒数の推移

(3) 学校施設の開放

市民が日常生活の中でスポーツ活動に親しむことができるように、学校教育に支障がない範囲において体育館やグラウンドを開放しており、スポーツ活動等で広く利用されている。



## 2 西公民館

### (1) 現況

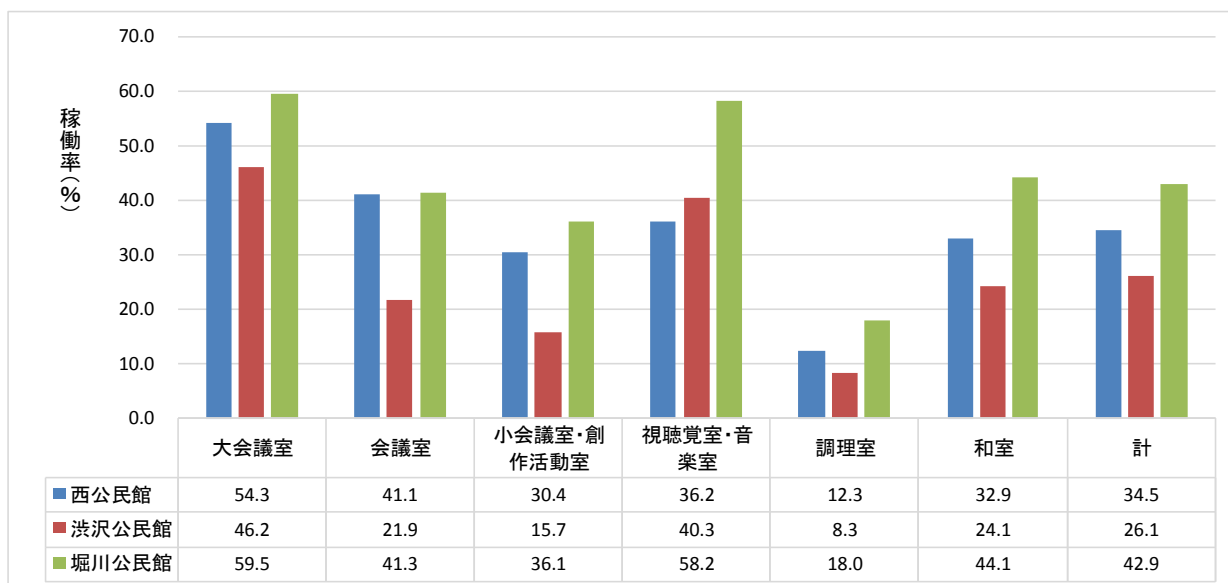
西公民館は、昭和 31 年に西秦野公民館として現在の消防署西分署地に開館し、同 38 年の市町村合併に伴い、西公民館に名称変更した。現在の建物は、昭和 48 年 3 月に西中学校の南側に隣接して、鉄筋コンクリート造 2 階建てとして建設された。渋沢駅から約 450 メートルの距離にあり、交通の便の良さから幅広い文化活動の拠点として、昭和 55 年度には年間利用人数は 8 万人を超えるなど、地域をはじめ多くの利用者に親しまれ、愛されている。

【表】西公民館 諸室の状況

機能	室名	面積(㎡)	定員(人)	備考
集会機能	大会議室	282	200	ステージ、控室
	付属室		—	
	会議室	45	30	
	小会議室	24	18	
	視聴覚室	47	30	
	和室	72	45	18 畳、21 畳
実習機能	調理室	35	20	流し台 3 台
図書館機能	図書室	28		蔵書数 4,000 冊程度
管理機能	事務室	23		

### (2) 利用状況

平成 27 年度の西地区各公民館の稼働率を図に示す。西公民館は会議のほか地域サークル活動や卓球等のスポーツなど、多目的に利用できる大会議室の稼働率が最も高く、次いで会議室や視聴覚室の順であり、調理室が低い状況である。また、他の公民館の稼働率も、大会議室や視聴覚室、音楽室が高く、調理室は低くなっている。

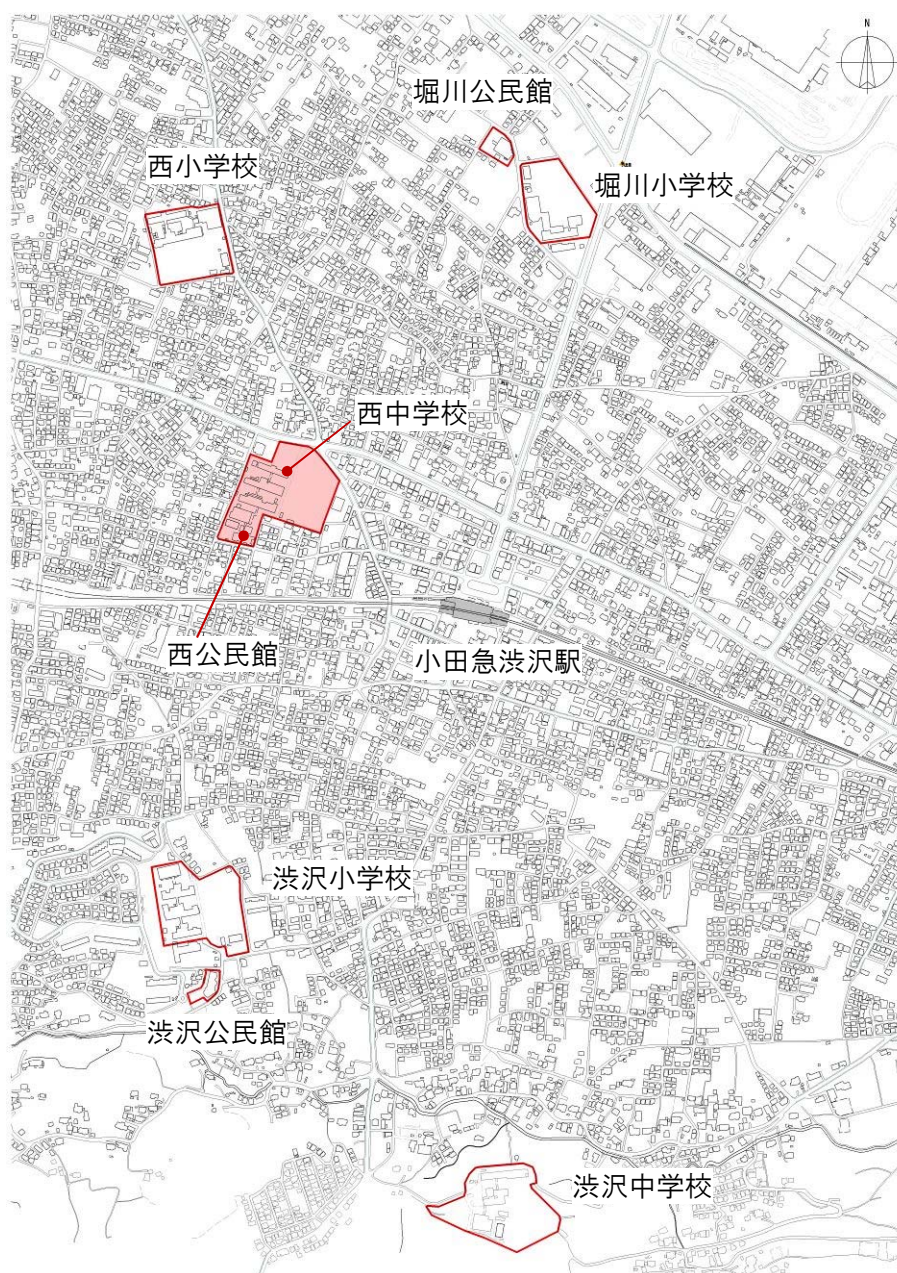


【図】西地区公民館の諸室の稼働率

1 計画敷地周辺の現況

西中学校は本市の西地区にあり、小田急線渋谷駅から徒歩7分と、交通の利便性の良い立地条件となっている。また、国道246号を挟んで北側には、西小学校や堀川小学校があることや、体育館においては、市内外の学校等における広域的なスポーツ競技大会の実施が想定されることから、立地と将来を見据えた効果的、効率的な施設整備が求められている。

さらに、西中学校は地域の広域避難場所（第一次避難所）として、非常用飲料水貯水槽を備えるとともに、災害時医療救護所、ヘリコプター臨時離着陸場にも指定されており、消防署西分署も隣接することから、地域の重要な防災拠点として位置付けられている。



【図】西地区の小中学校、公民館の配置

## 2 計画敷地の位置付け

西中学校のテニスコート及び校舎第1棟跡地を北側敷地とし、既設の学校体育館、武道場及び西公民館用地を南側敷地として整備する。



【表】対象施設・敷地概要

施設名	敷地面積	建物名		建築年	構造	階数	延べ面積
西中学校	建物敷地 13,343 m <sup>2</sup>	北側校舎	西側 東側	昭和44年 昭和49年	RC	4 3	2,749 m <sup>2</sup>
		南側校舎		昭和55年	RC	4	3,448 m <sup>2</sup>
	校庭 14,936 m <sup>2</sup>	調理室		平成21年	S	1	127 m <sup>2</sup>
		体育館		昭和44年	RC	1	851 m <sup>2</sup>
		プール		昭和43年	-	-	15×25m
		武道場		昭和56年	S	1	177 m <sup>2</sup>
計	28,279 m <sup>2</sup>						
西公民館	1,438 m <sup>2</sup>	西公民館		昭和48年	RC	2	1,040 m <sup>2</sup>

※RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造を示す。

【図】計画敷地の現況



---

## 1-5. 今後の取り組み

学校体育館に地域コミュニティ・地域防災機能を兼ね備えた、多機能型体育館の整備事業を進めるに当たっては、学校関係者や施設の利用者となる地域住民と行政との間の合意形成が重要であることから、教育委員会と自治会関係者、学校関係者、公民館関係者及び地域で活動する団体による懇話会を設置し、整備内容等について議論を進めてきた。このことを踏まえ、整備構想に当たっては、地域特性、立地条件等を検証し、さらには将来の小中学校施設一体化等将来的な構想についても見据え、施設の規模、配置、諸室計画等を行う。

### 1 小中学校一体化を見据える

多機能型体育館の施設規模は、将来の小中学校施設一体化を見据え、これに対応する規模とする。

### 2 法的条件の整理

隣接する消防署西分署が先行して整備することを踏まえ、多機能型体育館の整備に関する法令等の要件を確認し整理する。

### 3 防災機能の強化

西中学校は、西地区の防災拠点としての役割を担っている。また、西公民館は風水害時の避難所である。多機能型体育館は災害時の避難所として利用されるため、地震、火災、風水害等の災害に対して十分な安全性を確保するとともに、避難所機能を充実する。

### 4 安全・安心な施設整備

地域コミュニティ施設が併設していることで、学校の教育活動やコミュニティ施設の利用に支障がないように、各施設の配置や動線、防音性の確保などに配慮した施設となるようにする。

### 5 立地・地域特性の活用

丹沢登山の表玄関である小田急線渋沢駅に近い立地や、丹沢の美しい山並みなど周辺の環境に合った施設とする。また、建設に当たっては、秦野産材を活用するなど、地域特性を生かした、愛着のある施設とする。

## 2 整備概要

---

---

## 2 整備概要

### 2-1. 整備方針

多機能型体育館の整備は、学校活動等に支障がないよう既存施設を使用しながら建設を進めることとし、また通学や歩行者の安全確保の観点から、国道 246 号に面した、現在のテニスコート及び旧校舎の解体跡地を、新施設の整備敷地（北側敷地）とする。

#### 1 将来の小中学校施設一体化を見据えた施設整備

本市では、学びや育ちの連続性を重視し、平成23年度から市内全中学校区で幼小中一貫教育に取り組んでおり、西中学校を拠点とした小中学校の施設一体化が想定され、将来の小学校との共用等を見据えた規模の施設とする。

#### 2 多機能化・高機能化を図った施設整備

学校教育施設である体育館の整備を基本として、地域コミュニティ機能、地域防災機能を加え、施設の多機能化、高機能化を図ることで、多様な学習環境や地域交流を提供する施設とする。

#### 3 立地・地域特性を生かした施設整備

小田急線渋沢駅から徒歩7分という「駅近」の立地を生かし、広域的なスポーツ競技大会の開催等を見込むことや、丹沢登山の表玄関という地域の立地から、丹沢の美しい山並みなど周辺環境に見合った外観や地域特性を生かした施設とする。

#### 4 安心・安全・快適な施設整備

バリアフリー、ユニバーサルデザインに適合し、学校、地域の利用者共に安心・安全・快適に利用できる施設とする。

#### 5 地域の拠点としての施設整備

西地区のコミュニティ拠点施設として、活発な住民交流の場を提供する施設とする。

#### 6 安全・利便性を考えた道路整備

施設整備に併せて周辺道路の歩道設置など、施設利用者の安全を確保し、全ての人にやさしい道路環境を整備する。

#### 7 災害時に備えた防災機能の整備

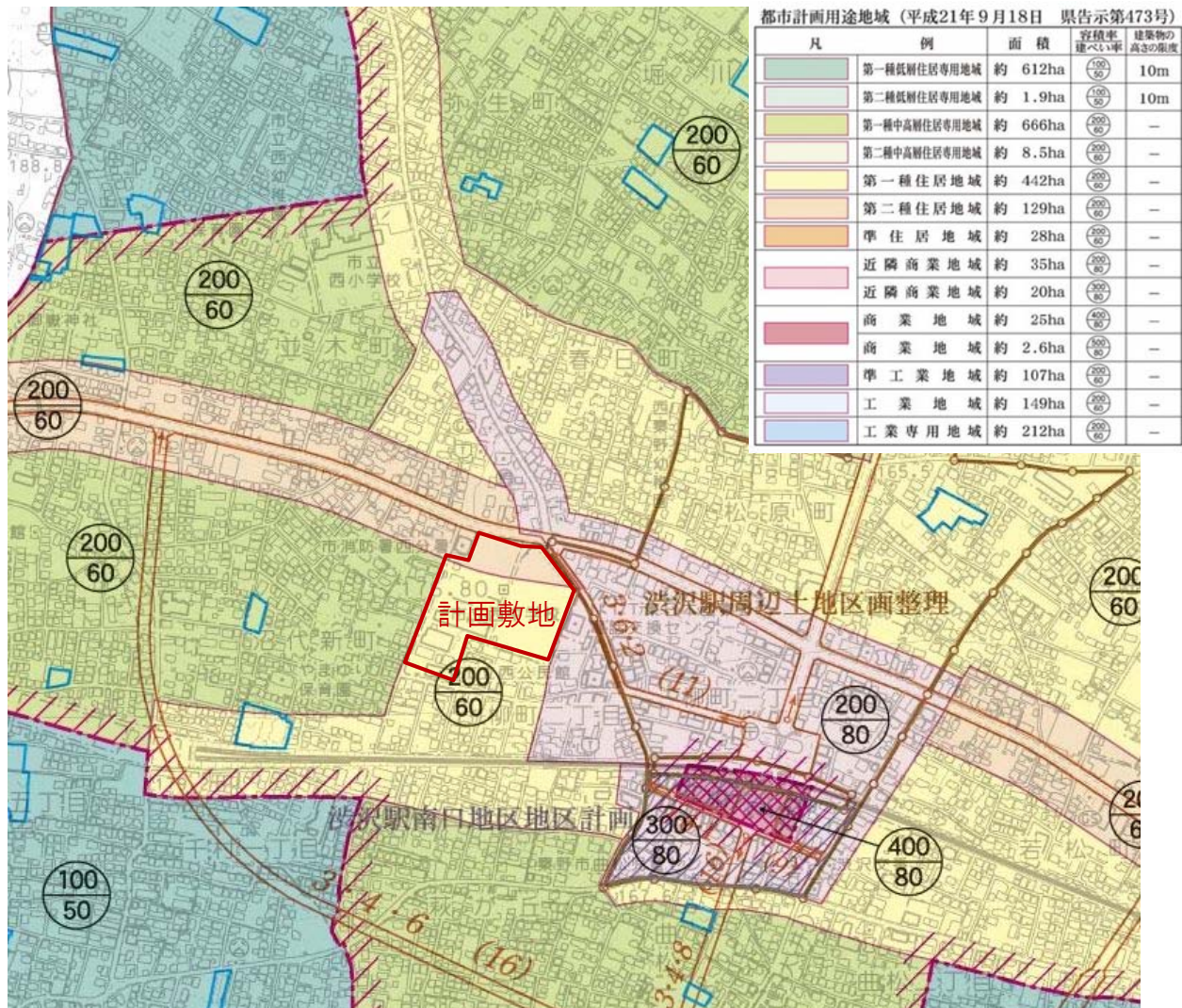
大震災等の災害時における西地区の地域防災の拠点として、必要な機能を備えた施設とする。

## 2-2. 法的条件の整理

本事業における法的条件を整理し、建設の実現性を確認する。

### 1 敷地条件

項目	内容	
所在地	秦野市柳町二丁目5番	
敷地	北側敷地	南側敷地
周辺道路	北側道路 国道246号 約16m 西側道路 市道858号線 約5m	南側道路 市道867号線 約6m 東側道路 市道882号線 約4m
用途地域	第一種住居地域、第二種住居地域	
防火地域	準防火地域	
法定建ぺい率	60%	
法定容積率	200%	
日影規制	5時間—3時間	



【図】都市計画図



---

## 2 法的条件

多機能型体育館の建設に当たって、建築基準法及び秦野市建築基準条例、秦野市まちづくり条例など各法令を遵守した整備を行わなければならない。以下に、主な遵守する法令を挙げる。

### (1) 建築基準法、秦野市建築基準条例

- ア 計画建築物の建築基準法上の用途は、体育館、集会場の複合用途に該当し、特殊建築物扱いとなる。
- イ 延べ面積は諸室の構成から1,000平方メートルを超えることが想定され、大規模な建築物として、敷地と周辺の道路との接道状況などにも遵守すべき規定が生じる。
- ウ 秦野市建築基準条例では、公会堂又は集会場の用途に使用される建築物について興行場と定め、不特定多数の利用者が円滑に使用できるよう敷地の空地や避難上の安全性を確保するよう定めている。

### (2) 消防法、消防法施行令

- ア 体育館は、消防法施行令別表第1の(十五)項等の防火対象物として指定
  - イ 地域コミュニティ施設は、集会場用途より特定防火対象物(別表第1(一)ロ)に該当
- ※屋内消火栓設備などの消火設備、自動火災報知設備などの警報設備、避難設備など各設置基準が定められている。詳細については今後設計を進めたうえ、消防との協議による。

### (3) 秦野市まちづくり条例、秦野市まちづくり条例施行規則

- ア 都市計画法に定める開発行為(土地の区画形質の変更)又は建築基準法に定める建築行為(新築、増築、改築、移転)その他建物の利用目的の変更や工作物の設置などについて、環境創出行為として良好なまちづくりが行われるよう事前協議が必要
- イ 緑地や公園、安全の確保など、暮らしよい環境を創出するため、条例を遵守した計画が必要

### (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

- ア 学校、集会場又は公会堂の用途に供する建築物、また、一般公共の用に供される体育館は、「特別特定建築物」に指定され、規定により床面積500平方メートル以上の場合、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

## 2-3. 周辺道路の整備について

### 1 周辺道路の整備

#### (1) 西側道路

西側道路（市道 858 号線）は、国道側で幅員約 5.4 メートル、西公民館付近で幅員約 5.5 メートル、中腹当りで 5.0 メートルと一定ではなく、また歩道がないため、車両がすれ違い通行する場合、歩行者の安全が確保されにくい。

将来、車道幅員を一律 5.5 メートルとし、多機能型体育館利用者や生徒の安全性確保を目的として歩道の整備を検討する。

#### (2) 南側道路

南側敷地に接道している市道 867、882 号線は、西側道路と同様に歩道が整備されていない。西中学校南門に面している市道 882 号線は、秦野市まちづくり条例施行規則第 33 条第 3 項の規定により拡幅整備が必要となり、道路中心線より 2.35 メートルの道路後退を行う。

また、道路と南門は 70 センチメートル以上の段差があり危険性が高いため、道路後退の際はその段差を解消し、生徒の安全性に配慮するとともに、西側道路と同幅員の歩道を南門まで整備する必要がある。

#### (3) 歩道幅員の検討

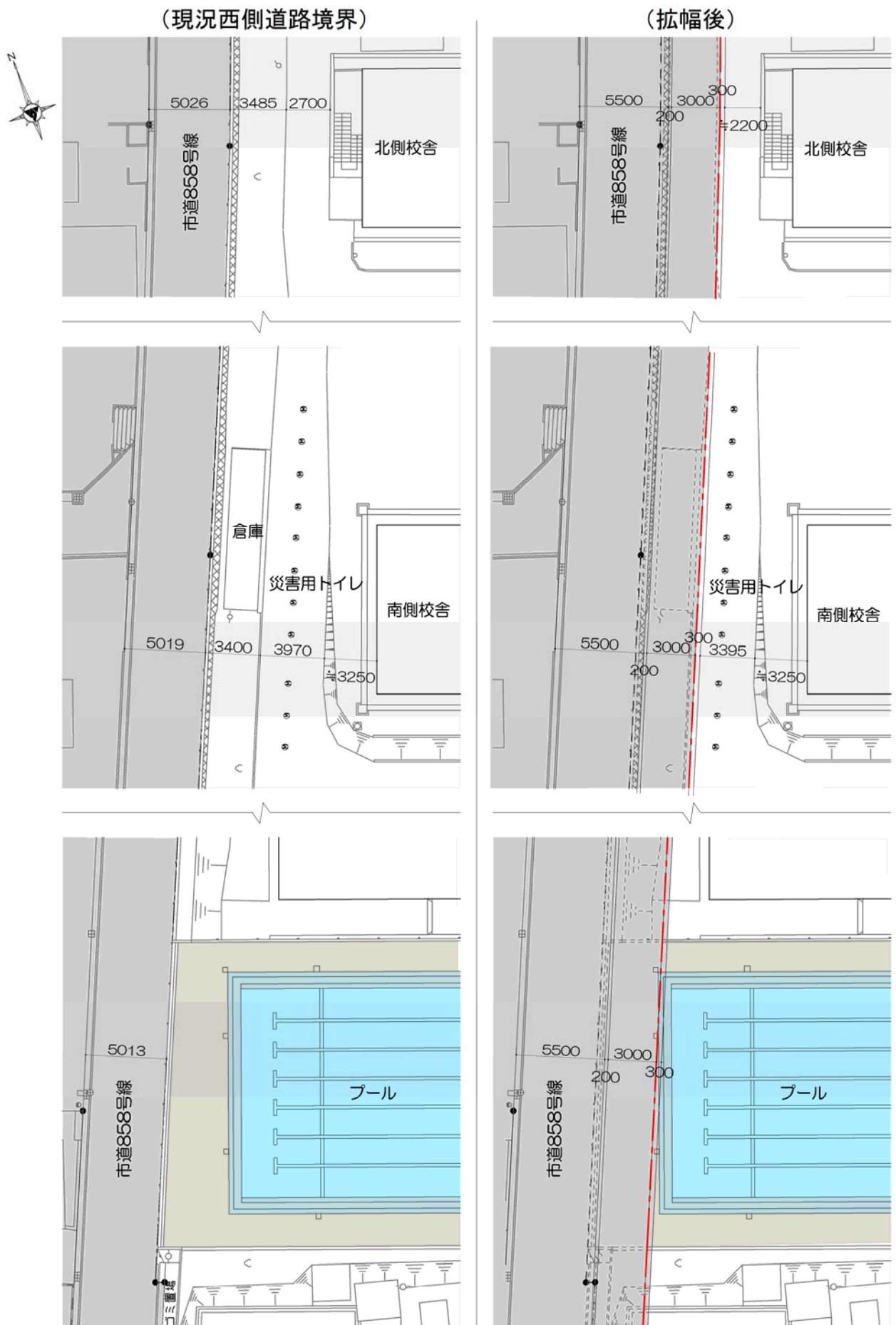
本市では、秦野市交通バリアフリー特定事業計画を策定しており、「すべての人にやさしい交通環境づくり」の実現へ向けて、バリアフリー化の推進を図っている。

西中学校は、渋沢駅周辺地区道路特定事業計画の重点整備地区内にあるため、西・南側道路のバリアフリー化について考慮する必要がある。

秦野市交通バリアフリー特定事業計画によれば、歩道の有効幅員は、道路の移動等円滑化整備ガイドライン（編集・発行／一般財団法人国土技術研究センター）により、歩行者の交通量が多い自転車歩行者道においては 4.0 メートル以上、その他の自転車歩行者道においては 3.0 メートル以上を確保しなければならないとされている。

### 2 歩道拡張した場合の既存施設への影響

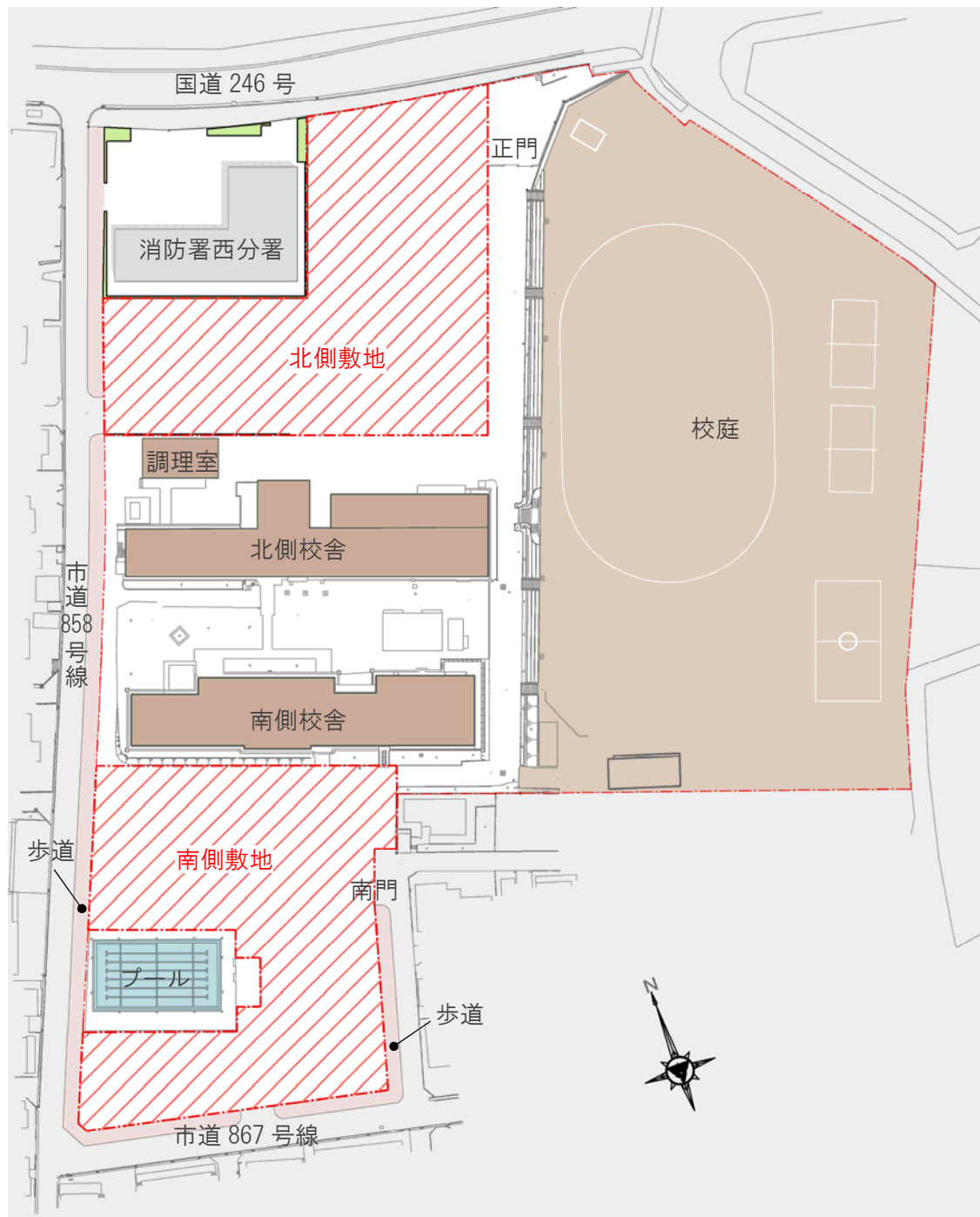
1-(3) に基づき歩道の有効幅員 3.0 メートルとした場合の影響について検討したところ、既存校舎西側と道路間の距離が一番狭いところ（北側校舎）で 2.2 メートルとなる。一方でプールについては、プール本体に道路が掛ってしまうため、今後予定されているプール改修時にプール本体を平行移動させる等の改修が必要となる。



【図】 歩道拡幅後の既存施設への影響

以上により、西側道路から西中学校南門までの道路は、バリアフリー化の観点から有効3.0メートルの歩道を設置し、幅員が部分的に異なる西側道路は、安全面への配慮から一律5.5メートルの車道を確保するよう整備する。

周辺道路整備後は図のとおりとなる。



【図】 周辺道路整備後の全体配置図

---

## 2-4. 防災計画

### 1 地域防災計画

計画敷地は、災害時の避難場所として地域の中核的立場となっている。物資の運搬や配給など円滑な災害時支援活動が行えるよう動線及び配置について検討する。

また、秦野市の地域防災計画による防災対策方針を受け、本計画における防災対応に当たっての機能検討項目を以下に示す。導入の可否、詳細検討については今後の設計業務にて行うものとする。

〈建物〉

- ・ 防災備蓄倉庫の整備
- ・ 自家発電設備
- ・ 太陽光発電、蓄電池
- ・ 雨水の飲料水利用

〈外構〉

- ・ 災害時避難広場の整備  
炊き出しスペース、かまどベンチ、マンホールトイレ
- ・ 緩衝緑地帯の整備
- ・ 避難経路となる歩行空間の整備

## 2-5. 必要諸室・機能の検討

多機能型体育館の必要諸室・機能の検討を行う。

なお、検討に当たっては、現在の体育館、武道場、公民館の諸室機能を確保することを基本に、複数の用途に使用できる部屋を多くするなど、諸室の多機能化を図る。

### 1 諸室の構成・規模

#### (1) 学校体育館機能

西中学校の体育館及び武道場の規模は、中学校設置基準を踏まえるほか、将来の小中学校の一体化を見据えた規模とする。また、体育館アリーナは、小田急線渋沢駅に近接するという立地を生かし、広域的なスポーツ競技大会にも活用することも見据えてして整備する。

##### ア アリーナ

小中学校 9 学年の児童生徒が教科並びに学校活動等に必要な広さを確保するほか、広域的スポーツ競技大会に使用できるバスケットボールコート 2 面を設置できる規模の面積とする。(資料編 P12~14 アリーナ必要面積参照)

##### イ ステージ

西中学校生徒数と同程度の市内本町中学校体育館、及び直近(平成21年)に建設した東中学校体育館を参考とする。

##### ウ 器具庫

器具庫の面積はアリーナ面積の 10 パーセント程度とする。

##### エ 部室・更衣室

更衣スペースは0.5平方メートル/1人とし、1部屋20人分のスペースが確保できるよう計画する。シャワーブースは男女各1か所設置する。

##### オ トイレ

身障者用トイレを 1 か所、2 メートル×2 メートル以上のスペースを設ける。  
男女衛生器具数は本市の中学校体育館を参考とする。

##### カ ホワイエ

集会時などで入館待ちの生徒が滞留できるスペース

##### キ 武道場

柔道場の公式試合での大きさ 9.1 メートル×9.1 メートル=82.81 平方メートル、剣道場の大きさ 10 メートル×10 メートル=100 平方メートルを確保する。  
柔道畳は収納式とし、防具置場等の倉庫を設置する。

## (2) 地域コミュニティ機能

既存の西公民館の諸室機能を踏まえて、新たな地域コミュニティの拠点機能を確保することを基本に、多目的の用途に使用できる集会室やコミュニティスペースを配置するなど、効率的・効果的に整備する。

### ア 多目的ホール

既存の西公民館の大会議室機能を継承した室とし、200名程度の集会が行えるものとする。椅子配置で1平方メートル/1人として算定する。

### イ 集会室等

既存の西公民館の集会室の利用状況等を踏まえ、1人当たりの利用面積を1.5平方メートルとし、利用人数が20～30人程度の部屋を複数配置する。

なお、視聴覚利用を想定した防音機能や、災害時に対応できるように実習機能を備えるなど、諸室の多機能化を図る。

### ウ コミュニティスペース

ラウンジ、図書コーナー、パソコンの利用ができる情報コーナーなど、地域住民の交流や情報交換の場としての機能のほか、利用者受付等を整備する。

### エ トイレ

現在の西公民館の施設利用状況データを参考にした。

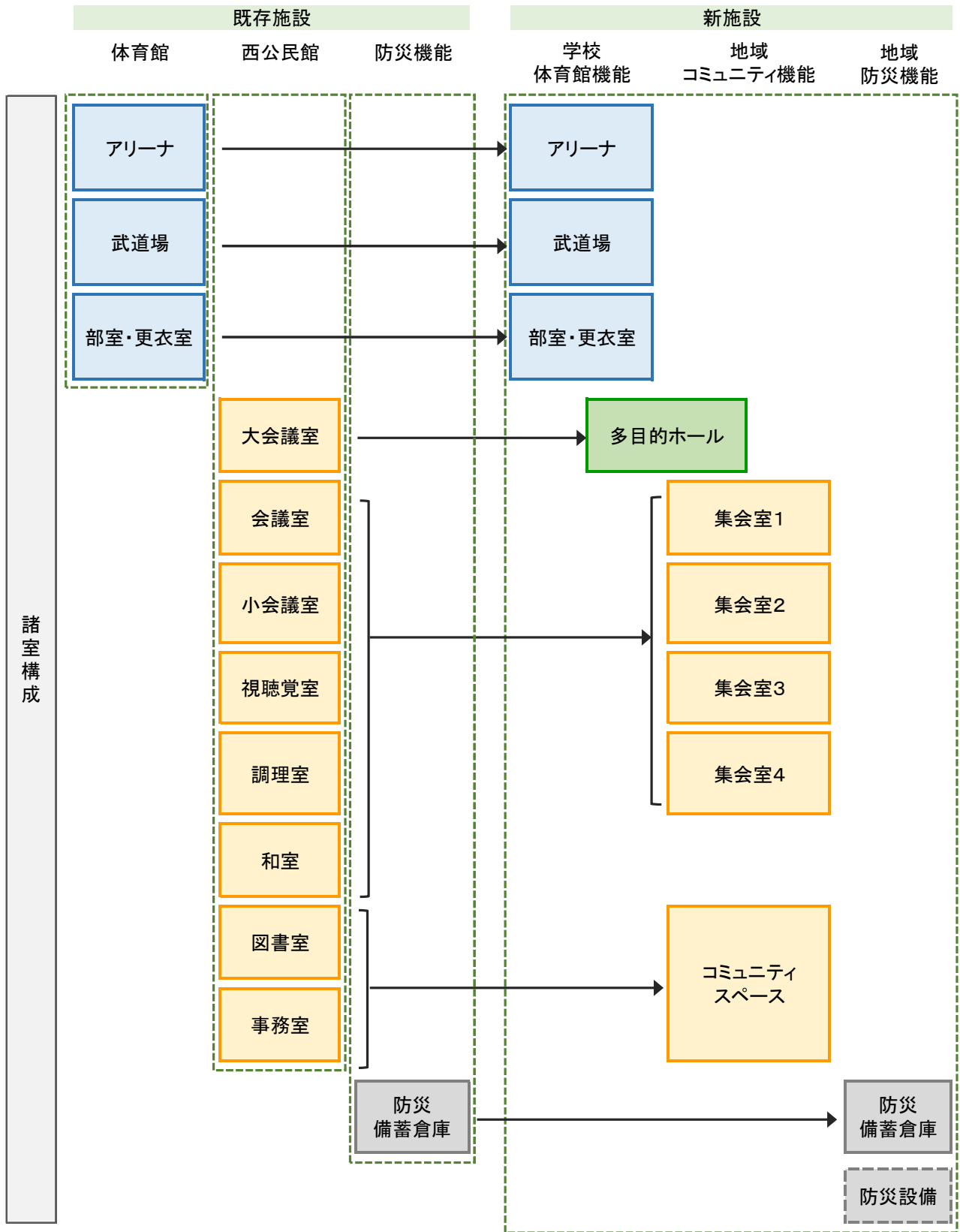
## (3) 地域防災機能

防災備蓄倉庫は、西中学校の地域防災機能を維持する規模とし、現在の防災備蓄倉庫の物品が収納できる広さを確保するとともに、避難所となるアリーナでの物品の搬出入などが効率的に行えるよう配置する。

また、秦野市地域防災計画等に基づき、非常用電源設備などの必要な防災設備を整備する。

## (4) 共用部分

共用スペース（廊下、階段等）は、諸室面積の25パーセント程度を見込むとともに、エレベーター等を含め、設備の仕様は、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の整備基準に適合させる。



【図】 諸室構成



【表】 諸室規模

機能	室名		計画 面積(m <sup>2</sup> )	仕様
学校施設機能	体育館	アリーナ	1,220	バスケットボールコート2面 バレーボールコート2面 バドミントンコート4面
		ステージ	90	
		部室・更衣室	150	
		トイレ	30	生徒用、身障者用1か所
		器具庫、倉庫	120	アリーナに面して設置
		点検用歩廊	230	アリーナ上部に設置
		放送室	20	ステージ及びアリーナを見通せる配置とする
		ホワイエ	100	生徒滞留スペース、外部利用者の玄関を含む
	武道場	武道場	200	柔道場、剣道場
		倉庫	30	武道場用倉庫
	共用スペース(廊下・階段)		160	
学校施設機能 計		2,350		
地域コミュニティ機能	コミュニティ施設	コミュニティスペース	150	ラウンジ、図書コーナー、情報コーナー、利用者受付
		集会室1	40	
		集会室2	40	
		集会室3	40	
		集会室4	90	収納畳
		多目的ホール	230	倉庫含む
		トイレ	80	1、2階に設置 身障者用をそれぞれ設ける
	共用スペース(廊下・階段・EV)		170	
地域コミュニティ機能 計		840		
機防能災	防災備蓄倉庫		60	アリーナに面し、外部からも利用可能な配置とする
施設面積 合計		3,250		

## 2-6. 学校体育館多機能化の効果

本計画では学校体育館の建て替えを基本に、地域コミュニティ機能、地域防災機能を兼ね備えた多機能型体育館を建設するが、その効果について以下のとおり示す。

### 1 学習環境の高機能化・多機能化

単独の施設として整備するよりも施設機能の高機能化・多機能化を図ることができ、生徒や地域住民に多様な学習環境を創出するとともに、公共施設を有効的に活用することができる。

### 2 幼児から高齢者までの多様な世代との交流

学校施設と地域コミュニティ施設が併設されているという特徴を生かし、様々な交流の機会を設けるとともに、日常的に互いの施設での活動等を目にしたったりすることなどによって、幼児から高齢者までの多様な世代との交流を深めることができる。

### 3 学びの場を拠点とした地域コミュニティの推進

学校施設と地域コミュニティ施設を共有することで、生徒の学びの場としてだけでなく、地域にとっても生涯学習の場となるとともに、伝統文化や行事の継承などを通して、地域のコミュニティの形成にも寄与することができる。

### 4 学校の教育活動を支える地域教育力の活用

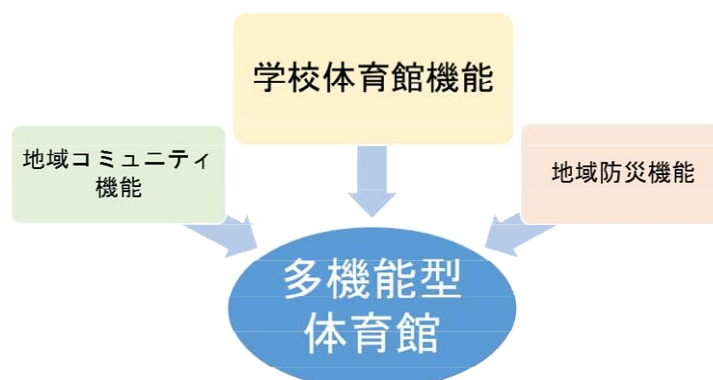
地域の様々な人材が集まるという特徴を生かし、学校の教育活動や課外活動などへの地域の人材の活用や、地域住民の参画を促すことで、生徒が地域の方々が積み重ねてきた専門知識に触れる機会を創出し、学校運営への支援が行われることが期待できる。

### 5 効果的・効率的な施設整備

施設をそれぞれ単体で整備するよりも、複数の公共施設等を一体的に整備することで、必要な施設用地の縮小が図られるほか、共用スペースの面積削減、建設経費など整備費用の削減や、支出の平準化を図ることができる。

### 6 多機能化のスケールメリット

施設を単独で整備した場合と多機能化施設を整備した場合を比較すると、建物延べ面積は約25パーセントの削減となり、建設コストの削減も見込める。



2-7. 整備計画

1 北側敷地検討

(1) 施設配置レイアウト

ここまでの検討を踏まえ、北側敷地における施設配置を3案示す。

	A案	B案	C案
配置案	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ エントランス</li> <li>▲ 敷地出入口</li> <li>→ 車両動線</li> <li>- - 一般利用者動線</li> <li>- - 生徒動線</li> </ul> <p>(S=1/120)</p>	<p>建築可能範囲</p> <p>既存調理室：解体</p>	<p>既存調理室：解体の可能性あり</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ施設へのメインアプローチを西側の市道858号線からとし、駐車場は1か所となるため、施設利用者と体育館を使用する生徒との動線が分けられる。</li> <li>・敷地より西側道路地盤が約1.5m高いが、スロープを設けることで対応が可能。</li> <li>・国道からのアプローチは、歩行者のみであるため国道の渋滞等交通環境に影響が少ない。</li> <li>・駐車場を地域コミュニティとしてのイベント等で使用可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地より西側道路地盤が約1.5m高いが、スロープを設けることで対応が可能。</li> <li>・国道沿いに面して広い空間を確保できるため、国道から見たときに、エントランス空間を演出しやすい。</li> <li>・アリーナの配置が東西軸のため、夏季の西日による影響が少なく、熱負荷低減に寄与できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能型体育館一般利用者のメインアプローチは、西側の市道858号線からと、北側の国道246号からの2か所とし、両アプローチに駐車場を設ける。</li> <li>・敷地より西側道路地盤が約1.5m高いが、スロープを設けることで対応が可能。</li> </ul>
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナの配置が南北軸のため、夏季の西日による影響を受けやすく、屋内への熱負荷が増大する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ施設利用者のメインアプローチが国道側となるため、渋滞の発生等周辺交通環境への影響が問題となる。</li> <li>・既存校舎と新体育館が近接し、余裕スペースがほとんどない。</li> <li>・既存施設（調理室）の撤去が必要となり、別途整備する必要が生じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ施設へのアプローチが分散しており、施設利用者と体育館を利用する生徒との動線が交わるため、安全管理上問題がある。</li> <li>・駐車場が分散するため、アプローチが複雑になる。</li> <li>・既存校舎と新体育館が近接し、余裕スペースが少ない。</li> <li>・配置によっては既存施設（調理室）の撤去が必要となり、別途整備する必要が生じる。</li> </ul>

(2) 日影検討

ア 日影規制(建築基準法第56条の2)

多機能型体育館の配置や建物高さによって、北側敷地に隣接している消防署西分署敷地への影響が変わるため、A～C各案について日影による建築可能高さを検討する。

隣接している消防署西分署敷地は西中学校敷地より約3メートル高いことから、建築基準法施行令第135条の12による緩和に基づき検討する。

【表】 秦野市における日影規制

用途地域	対象建築物	測定面	日影時間	
			5mライン	10mライン
第一種住居地域・ 第二種住居地域	建物高さ10m 超えのもの	4m	5時間	3時間

※令第135条の12 日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和

建築物の敷地の平均地盤面が隣地又はこれに隣接する土地で日影の生ずるものの地盤面より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの1/2だけ高い位置にあるものとみなす。

高低差3メートル-1メートル÷2=1メートルより、計画敷地の平均地盤面は1メートル高い位置とみなす。

イ 建築可能な建物高さの検討

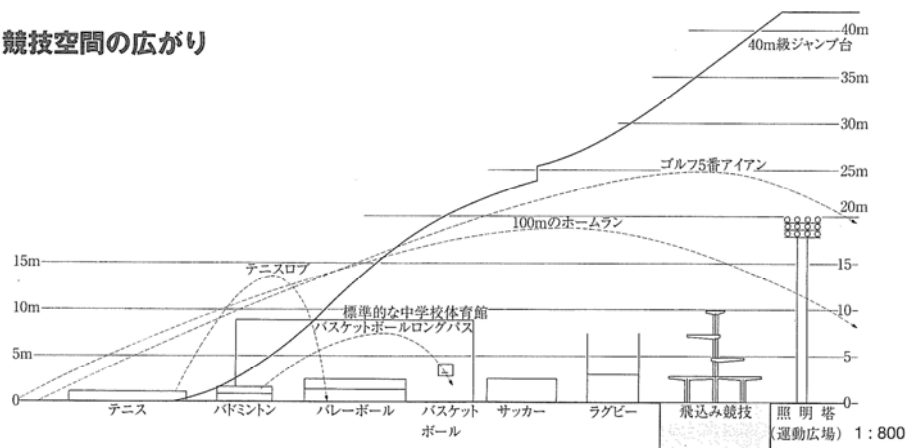
中学校のアリーナの標準的な高さは、内部空間で10メートル(建築設計資料集より)であり、市内で直近に建築された東中学校体育館は建物の高さで14メートル程度であるため、この高さをアリーナの必要高さとする。

計画地の日影規制条件から、各案の建築可能高さを算出すると、表のようになる。

【表】 建築可能高さ

案	建築可能高さ(地上からの高さ)	
	アリーナ	アリーナ以外
A案	14m	14m
B案	9m	14m
C案	14m	10m

競技空間の広がり



【図】 競技空間の広がり 〈建築設計資料集成〉

ウ 日影検討表

多機能型体育館が周辺に及ぼす日影の影響について、日影検討表に示す。

A案	B案	C案
<p>消防署西分署敷地 地盤レベル ・179.60 10mライン 5mライン ・176.60 多機能型体育館 H=14.0m 北側校舎 南側校舎</p>	<p>消防署西分署敷地 地盤レベル ・179.60 10mライン 5mライン ・176.60 H=9.0m 多機能型体育館 H=14.0m 北側校舎 南側校舎</p>	<p>消防署西分署敷地 地盤レベル ・179.60 10mライン 5mライン ・176.60 H=12.0m H=14.0m 多機能型体育館 北側校舎 南側校舎</p>
<p>建物全体を必要高さ(14m)を確保した計画としても、日影が規制範囲を超えることなく、建築が可能となる。</p>	<p>消防署西分署敷地との間隔が狭いため、必要高さ(14m)の計画を行うと規制範囲を超えた日影が生じる結果となる。そのため、体育館アリーナ部分を半地下にしなければ、必要高さを確保できない。また、半地下とすることにより建設費用が他案より高額となる。</p> <p>なお、計画建物全てを高さ14mとする場合は、建築基準法第56条の2第1項の規定に基づく許可が必要となる。</p>	<p>日影規制範囲を超えない範囲で建物高さを調整して検討すると、体育館アリーナ部分は必要な高さ(14m)を確保できるが、西側部分は規制範囲を超えるため、12m以下として検討が必要となる。</p> <p>なお、計画建物全てを高さ14mとする場合は、建築基準法第56条の2第1項の規定に基づく許可が必要となる。</p>

(3) 施設配置案の決定

検証の結果、以下の理由によりA案が望ましいと判断した。

ア 安全管理上問題のない施設配置

地域コミュニティ施設の駐車場を1か所に集約することで、地域コミュニティ施設利用者と体育館を利用する生徒との動線を明確に分けられ、安全管理上のリスクが少ない。

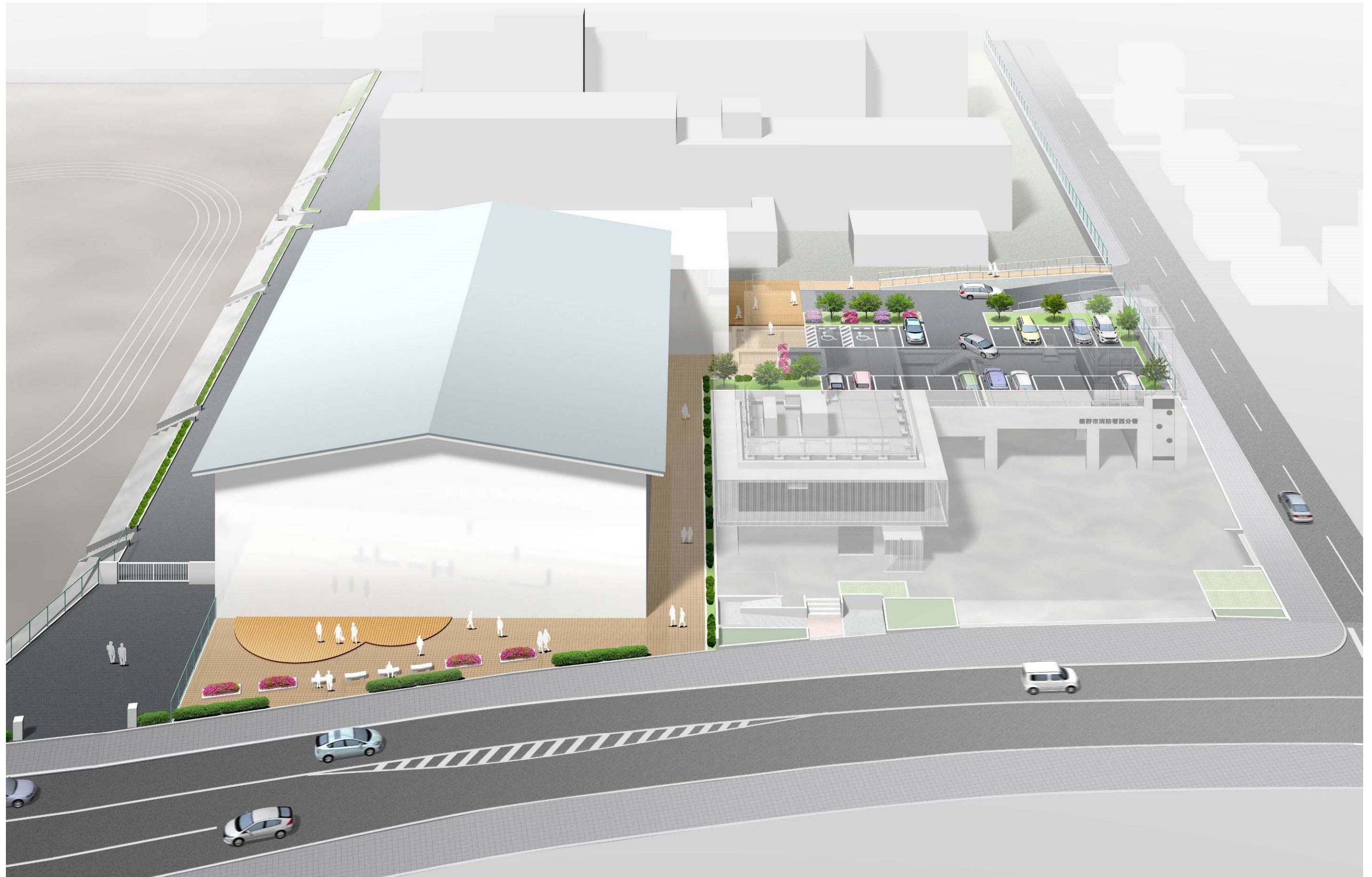
イ 効果的・効率的な施設配置

日影が規制範囲を超えることなく建築ができ、シンプルな構造の中で要求される諸室のレイアウトを考えることができる。



【図】施設配置案

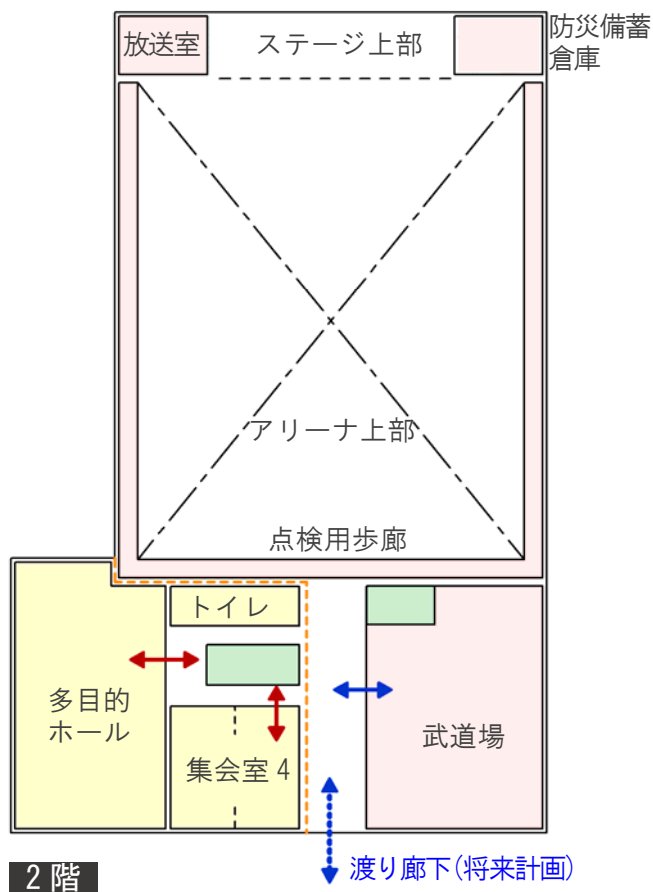
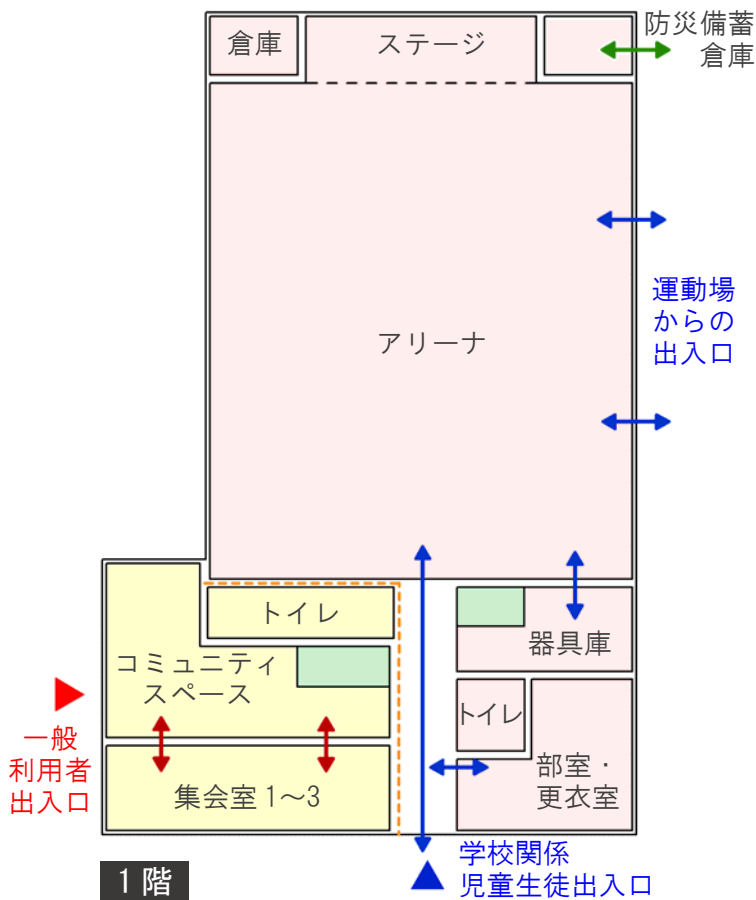
イメージ図



※イメージ図は整備構想段階のものであり、屋根形状等建物の外観については基本設計時に再度検討する。

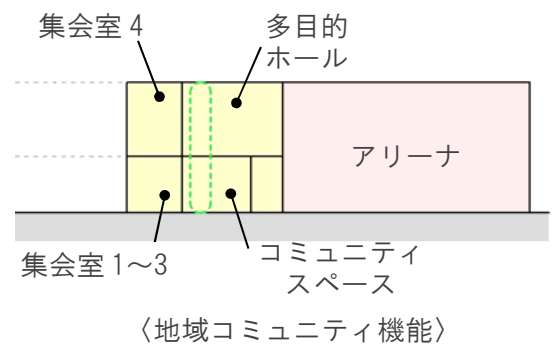
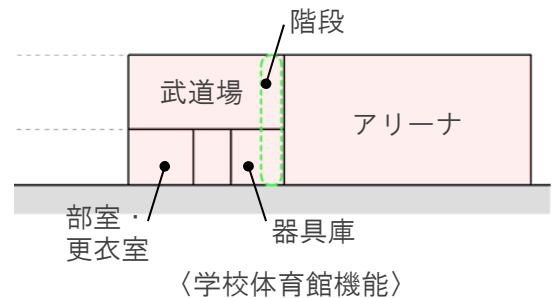
## 2 多機能型体育館の平面レイアウト

諸室の平面レイアウトについて、ゾーニング図を示す。



### 【概要】

- 学校利用のゾーンを東側へまとめ、動線の交錯が無いよう配慮する。
- 防災備蓄倉庫を校庭側へ配置し、災害時の利便性向上を図る。
- 十分な天井高さの必要な多目的ホール、武道場は同じ階に設置する。
- 集会室4は可動間仕切りなどで部屋を分割して使用できるように計画する。
- 将来、既存校舎との行き来ができるよう、2階に渡り廊下を設けられる想定とする。



### 断面設定

#### 【凡例】

- ↔ (Red): 一般利用者動線
- ↔ (Blue): 生徒動線
- (Pink): 学校体育館機能
- (Light Blue): 地域防災機能
- (Yellow): 地域コミュニティ機能
- (Green): 階段・EV



諸室イメージ



コミュニティスペース



図書コーナー



集会室  
(多機能化イメージ1)

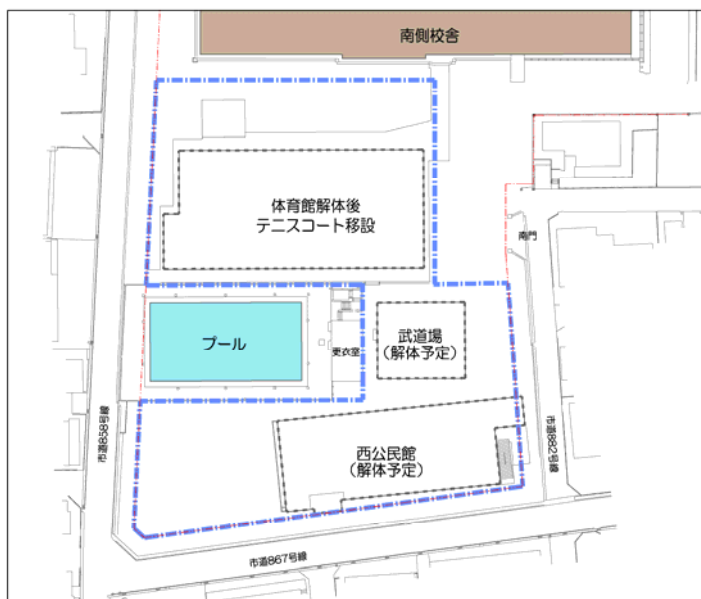


集会室  
(多機能化イメージ2)

※写真はイメージであり、今後の設計段階で詳細等決定する。

### 3 南側敷地検討

南側敷地における敷地利用について整備レイアウト案を示す。



整備計画では、南側敷地は、既存の体育館、武道場、西公民館を解体し、解体後の敷地は、将来の校舎建替用地として確保することを考慮し、テニスコートやオープンスペースとして整備する。なお、既存の学校プールは、必要な改修を行う。



#### 4 整備後の全体配置像

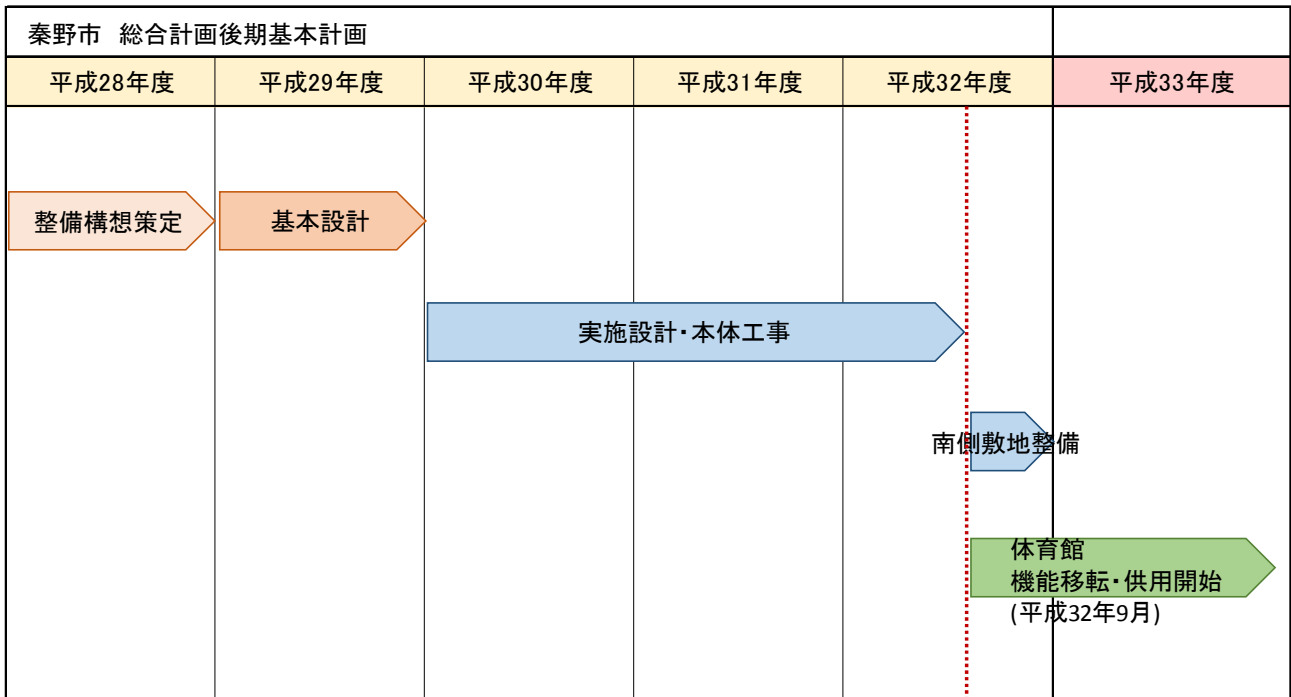
整備後の敷地全体図を示す。



## 2-8. 事業スケジュール及び概算事業費

### 1 スケジュール

平成28年度から平成32年度までの、整備計画についての全体スケジュールを示す。



※想定されるスケジュールであり、今後変更が生じる可能性がある。

### 2 概算事業費（南側敷地の整備費を除く。）

近年建設された複合施設等の事例を参考とし、今後の建設物価上昇などによる価格変動等を踏まえた中で、現時点での概算事業費はつぎのとおり。

項目	概算事業費(千円)
本体工事	1,500,000
外構工事（北側敷地駐車場整備等）	27,300
事業費合計	1,527,300

※消費税抜き



### 3 将来構想

#### 3-1. 配置計画

##### 1 計画方針

本市では、平成23年度から市内全ての学校で「幼小中一貫教育」に取り組んでおり、中学校区ごとに「めざすべき子ども像」を共有しながら、地域の特性を生かした学びと育ちの連続性がある教育活動を推進している。また、学校、家庭、地域が協働・連携して学校支援や家庭教育支援を行い、家庭や地域での教育力の向上を目指すことも必要とされている。

平成28年2月に策定した秦野市教育大綱では、本市の特性である地域ごとに隣接して立地する学校施設とその根底となる地域とともに歩み、学校づくりを土台に幼稚園と小学校、小学校と中学校の間で発達の段階に応じながら一貫した教育を展開し、円滑な成長を促すことをねらいとして、幼小中一貫教育を通した子どもの育成を掲げており、連続した学びや生活のスタイルを維持しながら、下級生と上級生との相互交流や地域・家庭と一体となった学校づくりを推進することを目指している。

このような背景を踏まえ、将来の学校施設の整備においては小中一体化による校舎建て替えを見据えた中で、全体の敷地利用について検討する。

##### 2 施設規模の検討

将来の小中一体化を見据えた施設規模について検討するため、西中学校区の小中学校児童・生徒数・学級数の将来推計を示す。

将来推計では、15～20年後の西中学校区全体の児童・生徒数の規模は1,400人～1,600人、学級数は50クラス程度と予測され、これをもとに将来の小中一体化により建設が想定される校舎などの施設規模を延べ床面積17,500平方メートル・4階建と仮定し、ゾーニング及び動線計画の検討を行う。

【表】西中学校区小・中学校児童・生徒数 学級数推計

		平成28年	平成33年	平成38年	平成43年	平成48年
西小学校	児童数	718	668	622	579	539
上小学校	児童数	81	76	71	67	63
堀川小学校	児童数	471	439	409	381	355
西中学校	生徒数	677	630	586	545	507
小学校計	児童数	1,270	1,183	1,102	1,027	957
	学級数	41	39	36	34	32
中学校計	生徒数	677	630	586	545	507
	学級数	22	21	20	19	18
合計	児童・生徒数	1,947	1,813	1,688	1,572	1,464
	学級数	63	60	56	53	50





※平成28年は実績(5月1日現在)

※平成33年以降の児童・生徒数:「日本の地域別将来推計」(平成25年3月推計)国立社会保障・人口問題研究所から、秦野市の0歳から14歳までの5年ごとの平均伸び率(93%)を基に算出

※平成33年以降の学級数:普通学級は1学級あたり中学校40人、小学校35人、特別支援学級は1学級あたり8人として算出

### 3 小中一体校の配置比較検討

前項での施設規模の検討を踏まえ、小中一体化に伴う施設等の配置案を示す

	A案	B案	C案	D案
ゾーニング案				
概要	校舎を敷地の中心に配置し、校庭は現状のままとする。	校舎は敷地南東側に配置する。テニスコートは校舎北側に、校庭は西側に配置する。	校舎は敷地北側に配置し、校庭を中心とした配置計画とする。	校舎は現在の西公民館敷地を含む、南側に配置し、校庭は現状のままとする。
動線	校舎から、多機能型体育館、校庭への動線が短く簡潔 ◎	校舎と多機能型体育館が離れた配置となるため、動線が長くなる。 △	校舎から、多機能型体育館、校庭への動線が短く簡潔 南門を利用する生徒の動線が長くなる。 ◎ △	校舎と校庭、多機能型体育館がそれぞれ離れた配置となるため、動線が長くなる。 正門から校舎が離れた配置となり、生徒の動線が長くなる。 ◎ △
セキュリティ	建物がまとまって配置されるため、一貫した防犯対策がしやすい。 ◎	体育館が離れた配置となるため、管理が分かれる。 △	北側に建物がまとまって配置されるため、一貫した防犯対策がしやすい。 ◎	体育館が離れた配置となるため、管理が分かれる。 正門側への視認性が悪く、来校者などの確認がしづらい。 △ △
環境	将来増築が必要となった際は、南側敷地の利用が可能 ○	将来増築が必要となった際は、北側敷地の利用が可能 校庭が不整形となり、実用性に欠ける。 ○ △	将来増築が必要となった際は、校庭を縮小する必要がある。 △	校舎が南北方向に長い整形となるため、西日の影響を受けやすい。 4階建てとすると、近隣住宅への圧迫感が生じる。 △ △
整地	現状から大きな造成工事を要することなく建設が可能 ○	校舎棟の地盤レベルを上げる場合に大規模な造成工事が必要 △	現状の校庭部分を盛土するため、大規模な造成工事が必要 △	現状から大きな造成工事を要することなく建設が可能 ○
地域との関わり	南側敷地に広場や公園を設けることが可能 ○	校舎北側に広場や公園を設けることが可能 テニスコートの一般利用など北側敷地一帯で市民と学校の交流の場を設けやすい。 ◎	南側敷地に広場や公園を設けることが可能 ○	敷地外部に面した空間が確保しづらく、南側は閉鎖的になりやすいが、テニスコートの一般利用など、校舎との繋がりも検討可能。 ○
評価	全体的な配置のバランスがよく、学校を中心としたまとまりのある計画が可能	地域との関係を築きやすい計画が可能であるが、建物間関係や校庭形状など課題点が多い。	造成工事などコストがかかる欠点もあるが、コンパクトな施設配置など、実現性は高い。	施設の連携がしづらく、他案と比較して利便性に欠ける。
総合評価	○	△	○	×

校舎規模参考事例：はるひ野小中学校、延べ面積20,539㎡(体育館含む)、校舎地上4階建て

○ 配置案の比較検討において、総合評価が○となったA案、C案について、各動線を踏まえ整理した。

### A案

校庭は現状を維持し、校舎は敷地の中央に配置する。南側体育館跡地に生徒用テニスコートを設け、西公民館跡地には、広場や新規の建物建設など計画が可能である。



#### 【特徴】

- ・ 駐車場を広く確保でき、災害時などには防災避難広場やイベント等にも利用可能。
- ・ 校庭を現状と変わらず使用することで、敷地全体の造成工事が不要となり、校庭外周の歩道状通路の整備は必要となるものの、外構工事範囲も最小限に抑えることが可能。
- ・ 歩車分離の動線が確保できる。
- ・ 多機能型体育館を含めた建物のエントランスゾーンをまとめることができ、賑わいのある施設を演出できる。

#### 【課題点】

- ・ 将来的にテニスコート、プールを一般利用可能とした際のセキュリティ面の検討が必要。



## C案

校庭は敷地中央に、200mトラックを東西方向に配置する。校舎は多機能型体育館と隣接するよう敷地北側に配置する。南側には生徒用テニスコート、学校施設や関連した施設などの計画が可能。



### 【特徴】

- ・一般利用者は西側、児童生徒は東側と利用区域を明確に分けやすい。
- ・学校のメイン通りとなる空間が国道側から見え、施設の賑わいが周辺地域に伝わりやすい。
- ・学校校舎と多機能型体育館を並列させた配置により、施設としての一体性及びシンボル性が表現できる。

### 【課題点】

- ・校舎が国道側に配置されるため、車両などの交通騒音の影響を受ける可能性がある。
- ・整地のため大規模な造成工事が必要となり、敷地東側は擁壁を高く広範囲に設ける必要がある。

西中学校体育館等複合施設整備構想

平成29年5月

秦野市教育委員会 教育総務課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1-3-2

TEL 0463-84-2783 (直通)

FAX 0463-83-4681

E-mail [k-soumu@city.hadano.kanagawa.jp](mailto:k-soumu@city.hadano.kanagawa.jp)